

令和3年第3回

茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第88号 令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）

）

議案第94号 市道路線の認定について

認定第 1号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

）

認定第 7号 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

報告第14号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

）

報告第18号 専決処分の報告について

議案第88号 令和3年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第6号)(議案書 P1~30)

歳入歳出それぞれ3,398,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78,064,951千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目4 財政管理費」

寄附金を基金へ積み立てるため、「積立金」を増額するもの

令和2年度決算における実質収支額を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、今後の新たな行政需要に対する財政出動に備え、「積立金」を増額するもの

「目7 企画費」

企業版ふるさと納税による民間資金を活用し、子育て世代の転入促進を目的としたシティプロモーション事業を実施することに伴い、「消耗品費」、「委託料」を増額するもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、非対面型の行政サービスの推進のため、キャッシュレス

決済機能を有するセルフレジを導入することに伴い、「通信運搬費」、
「手数料」、「委託料」、「備品購入費」を増額するもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化
対策として、来庁による接触機会を抑制するため、問い合わせに対し
てウェブ上で自動応答できるＡＩチャットボットを導入することに伴
い、「使用料及び賃借料」を増額するもの

「目１３ 文化行政費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として休館した市
民文化会館における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、「補
償補填及び賠償金」を増額するもの

「項２ 徴税費」

「目２ 賦課徴収費」

市税の還付について、確定申告等の修正により過年度市税還付金等
に不足が見込まれるため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「項３ 戸籍住民基本台帳費」

「目１ 戸籍住民基本台帳費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱
化対策として、ＩＣＴを活用し、手続の省略化、効率化のため、住居

表示管理システムを導入することに伴い、「委託料」を増額するもの

「款 3 民生費」

「項 1 社会福祉費」

「目 7 交通安全推進費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として閉鎖した東海岸南駐車場における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、

「補償補填及び賠償金」を増額するもの

「目 9 体育施設費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として休館した体育館、屋内温水プール、柳島スポーツ公園における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 2 予防費」

令和 2 年度の精算に伴う結核医療費国庫負担金及び国庫補助金の過配分を返還するため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う PCR 検査の実施件数や入院患者の増加に対応するとともに、相談・患者対応などに係る業

務などに従事する人員体制を強化するため、「委託料」、「使用料及び賃借料」、「扶助費」を増額するもの

「目 7 保健所費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、会議等への出席による接触機会を抑制するため、オンライン会議の環境を整備することに伴い、「通信運搬費」、「使用料及び賃借料」、「備品購入費」を増額するもの

「款 7 商工費」

「項 1 商工費」

「目 1 商工振興費」

国道 134 号外道路改良工事（その 2）について、交通管理者との協議やオリンピック等の影響による同工事（その 1）の工事発注時期が遅れたことにより、工期等を見直したことに伴い、「委託料」、「工事請負費」を増額するもの

「款 8 土木費」

「項 4 都市計画費」

「目 1 都市計画総務費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱

化対策として、コミュニティバス利用者が非接触による運賃支払いを可能とするため、キャッシュレス決済端末を導入することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目 3 街路事業費」

東海岸寒川線の歩道未整備区間の用地買収に伴い、「消耗品費」、「公有財産購入費」、「補償補填及び賠償金」を増額するとともに、当該地に歩道を暫定整備することに伴い、「工事請負費」を増額するもの

「目 5 公園費」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として閉鎖した柳島しおさい公園の一部施設における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

「款 10 教育費」

「項 2 小学校費」

「目 2 教育振興費」

市内の特別支援学級における在籍児童数の平準化を図るため、柳島小学校に特別支援学級を設置することに伴い、「消耗品費」、「修繕料」、「備品購入費」を増額するもの

「項 3 中学校費」

「目 2 教育振興費」

市内の特別支援学級における在籍生徒数の平準化を図るため、鶴が台中学校に特別支援学級を設置することに伴い、「消耗品費」、「修繕料」、「委託料」、「備品購入費」を増額するもの

(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「感染症患者入院医療費負担金」、「感染症発生動向調査事業費負担金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「社会資本整備総合交付金」を増額するもの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「道の駅整備費負担金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）」を増額するもの

「款 1 8 寄附金」

歳出の事業の財源として、「ふるさと基金寄附金」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略・子育て世代転入促進事業寄附金」を増額するもの

「款 1 9 繰入金」

歳出の事業の財源として、「ふるさと基金繰入金」を増額するもの

歳出の事業の財源として、「財政調整基金繰入金」を減額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 22 市債」

歳出の事業の財源として、「道の駅整備推進事業債」、「東海岸寒川線街路事業債」を増額するもの

(継続費の補正)

「道の駅整備推進事業」について、国道 134 号外道路改良工事（その 2）において、同工事（その 1）の発注時期が遅れたことにより、工期等を見直したことに伴い、継続費を変更するもの

(繰越明許費)

「道の駅整備推進事業」について、国道 134 号外道路改良工事（その 2）及び同工事監理業務委託において、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

(債務負担行為の補正)

「燃やせるごみ収集運搬業務委託経費」について、令和 4 年度からの燃やせるごみ収集運搬業務委託において、令和 3 年度中の事業着手

が必要なため、設定するもの

「保健所情報機器賃借料」について、令和４年度からの保健所における情報機器の賃借において、令和３年度中の事業着手が必要なため、設定するもの

「国道１３４号道路改良外工事設計積算等業務委託経費」について、国道１３４号外道路改良工事（その２）において、同工事（その１）の発注時期が遅れたことにより、工期等を見直したことに伴い、同工事監理業務委託に係る債務負担行為を廃止するもの

（地方債の補正）

歳出の事業の財源として、「東海岸寒川線街路事業債」を増額したことに伴い、追加するもの

歳出の事業の財源として、「道の駅整備推進事業債」を増額したことに伴い、限度額を変更するもの

議案第89号 令和3年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(議案書 P31～39)

歳入歳出それぞれ５０５，０８２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１７，４５２，４８１千円とするもの

(歳出)

「款 5 介護保険運営基金」

「項 1 介護保険運営基金」

「目 1 介護保険運営基金」

「介護保険運営基金積立金」について、保険給付等の財源として収入した介護保険料等のうち、保険給付等への充当がなされなかったものについて介護保険運営基金に積み立てるため、「積立金」を増額するもの

「款 6 諸支出金」

「項 1 償還金及び還付加算金」

「目 2 償還金」

「償還金」について、令和 2 年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過配分を返還するため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

(歳入)

「款 3 国庫支出金」

「介護給付費負担金」について、過年度の受入不足額を収入するため、「過年度分」を増額するもの

「款 4 支払基金交付金」

「介護給付費交付金」について、過年度の受入不足額を収入するため、「過年度分」を増額するもの

「款 7 繰越金」

「繰越金」について、歳出の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

議案第90号 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例
(議案書 P40)

個人市民税の寄附金税額控除の対象として条例で指定する特定非営利活動法人の指定期間が満了したことに伴い、所要の規定を整備するためのもの

議案第91号 旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(議案書 P41～44)

レオジネラ症の発生防止のため公衆浴場における衛生等管理要領等が改正されたことを踏まえ、旅館業の浴室等及び公衆浴場の衛生措置等の基準を見直す等のためのもの

議案第92号 令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計 利益の処分について(議案書 P45～46)

令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金1,175,910,026円のうち、561,049,698円を減債積立金に、62,566,605円を建設改良積立金に、それぞれ積み立て、467,811,196円を資本金へ組み入れるためのもの

議案第93号 和解について(議案書 P47～51)

所有権確認等請求事件について、和解を成立させるためのもの

議案第94号の1～8 市道路線の認定について(議案書 P52～75)

- 1 東海岸南六丁目地内の道路で、株式会社マッケンジーハウスにより造成され、本市に帰属したもの
- 2 東海岸南二丁目地内の道路で、湘南都市開発株式会社により造成され、本市に帰属したもの
- 3 ひばりが丘地内の道路で、大和ハウス工業株式会社により造成され、本市に帰属したもの

- 4 中海岸一丁目地内の道路で、株式会社ハートフルステージにより造成され、本市に帰属したもの
- 5 浜見平地内の道路で、株式会社八清建設により造成され、本市に帰属したもの
- 6 円蔵地内の道路で、株式会社セツにより造成され、本市に帰属したもの
- 7 今宿地内の道路で、株式会社アイダ設計により造成され、本市に帰属したもの
- 8 今宿地内の道路で、株式会社東栄住宅により造成され、本市に帰属したもの

認定第1号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P76)

認定第2号 令和2年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P77)

認定第3号 令和2年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P78)

認定第4号 令和2年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定について(議案書 P79)

認定第5号 令和2年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業

特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P80)

いずれも厳しい財政状況の中で、市民の生命や財産を守るための施策を中心に、茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画に位置付けられた事業を着実に推進することを基本とし、予算執行に当たってきた。

各会計とも、本年3月31日をもってその執行を終わり、2か月間の調整期間を置き、5月31日に出納を閉鎖した。

その後、会計管理者において決算を調製し、地方自治法第233条第1項の規定により、証書類、その他附属書類と合わせ提出され、その内容は別冊のとおり。

監査委員による審査では、「審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符号し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。」との御意見をいただいている。

以上、認定第1号から認定第5号について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算審査意見書を付して、議会の認定をお願い

するもの

認定第6号 令和2年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について(議案書 P81)

認定第7号 令和2年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について(議案書 P82)

本年3月31日をもってその執行を終わり、監査委員による審査では、「審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。」との御意見をいただいている。

以上、認定第6号及び認定第7号について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算審査意見書を付して議会の認定をお願いするもの

報告第14号 令和2年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について(議案書 P83～87)

平成30年度から令和2年度までの3か年の継続事業として実施し

ていた、「本庁舎跡地整備事業」、「防災行政用無線整備事業」、「小和田地区ボランティアセンター整備事業」、「小和田地区地域包括支援センター整備事業」、「福祉会館解体事業」、「小和田児童クラブ整備事業」、「（仮称）小和田地区市営住宅整備事業」、及び令和元年度から２年度までの２か年の継続事業として実施していた、「（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業（旧和田家改修工事）」が、それぞれ令和２年度に完了したため、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により報告するもの

報告第15号 令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率について（議案書 P88～89）

令和２年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により報告するもの

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市においては、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計の実質収支により算出し、黒字となった。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質

赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、本市は黒字となった。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、本市は、3か年平均で元年度より0.5ポイント上昇の1.2%となったが、早期健全化基準の25%を大きく下回った。

将来負担比率は、地方債等の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市は48.2%と元年度の48.7%から0.5ポイント改善し、早期健全化基準350%は大きく下回っている。

以上、4つの財政指標による数値から、令和2年度の本市の財政は、健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。」、「審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。」との御意見をいただいている。

報告第16号 令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率について

(議案書 P90～91)

公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和2年度決算における資金不足比率として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの

当該比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営健全化基準である20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとされている。

本市では、公共下水道事業会計及び病院事業会計が本件報告の対象となるが、いずれの会計も資金不足額が生じていないので、両会計とも健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。」、「算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。」との御意見をいただいている。

報告第17号 専決処分の報告について(議案書 P92)

令和2年2月25日午後4時頃、南湖六丁目12989（茅ヶ崎漁港海岸公園内）において、相手方が柵の横棒に寄りかかったところ、接合部分の金具が腐食していたことで横棒が落下し、相手方が負傷したため、これに対する治療費等を賠償したもの

報告第18号 専決処分の報告について(議案書 P93)

令和3年6月28日午後2時28分頃、室田一丁目地内への救急出動において、相手方自宅内で傷病者の観察をしていたところ、玄関横に置いておいたストレッチャー（患者搬送用担架）のタイヤストッパーの踏み込みが浅かったことにより、ストレッチャーが移動して雨どいに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したもの